

長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県が所有する施設（以下「県有施設」という。）を民間企業等が行う広告の媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県有施設への広告掲出は、平成22年5月に策定した長崎県ファシリティマネジメント導入基本方針に基づき、県有財産の新たな有効活用を図り、行財政改革に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体とは、県有施設のうち広告募集を行うものをいう。
- (2) 広告掲出とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲出することをいう。
- (3) 財産管理者とは、長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）第3条に規定する部局の長等をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 長崎県の広告媒体に掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲出事業の対象範囲等)

第5条 広告掲出事業は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、県有施設の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体には掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は団体の名刺広告
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (9) 比較広告
- (10) 良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) 国、地方公共団体及びその他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(14) その他広告媒体の性質等により、広告を掲載することが適当でない認められるもの
3 広告掲出に係る業種及び事業者並びに前項に定める広告掲出の内容に関する基準（以下「広告掲出取扱基準」という。）は、総務部長が別に定める。

（広告事業の実施）

第6条 広告事業を実施しようとするときは、この要綱及び広告掲出取扱基準に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項について、当該広告媒体の財産管理者が別に定めるものとする。

（広告主等の募集）

第7条 広告媒体を利用しようとする者（自らは利用せず第三者に利用させる者を含む。以下「広告主」という。）の募集は、長崎県ホームページ等に、次の各号に掲げる事項等を明示して公募するものとする。

- (1) 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び広告掲出場所貸付の基準となる額
- (2) 広告を掲出する期間
- (3) 広告掲出の範囲及び基準
- (4) 広告掲出の申込時期及び方法
- (5) 選定方法
- (6) その他必要と認める事項

（広告掲出の中止等）

第8条 広告事業により実施した広告が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告を中止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 広告主が県の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を行う必要がなくなったとき。
- (4) 広告主が書面により、広告掲出の取り下げを申し出たとき。
- (5) 第5条第2項又は第3項の基準に抵触したとき。
- (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

（広告掲出場所貸付料の徴収）

第9条 県は、広告主に対し、広告媒体において県があらかじめ指定した場所を広告の掲出場所として貸し付けるものとし、広告主から徴収する広告掲出場所貸付料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、財産管理者が事前に定めるものとする。

（広告掲出場所貸付料の返還）

第10条 既に納付した広告掲出場所貸付料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲出を中止し、又は広告掲出に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（広告掲出の明示）

第11条 広告掲出に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原

則として、県の広報等と広告掲出欄とを区分すると共に、当該広告掲出欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するものとする。

(広告審査会)

第 12 条 広告媒体に掲出する広告の内容の可否を審査するため、広告媒体ごとに広告審査会を設ける。

2 広告審査会は、広告媒体の財産を分掌管理する課等の長（以下「所管課長」という。）及び所管課長が指名する職員 3 名以上をもって構成し、前項に定める事由が生じた場合に開催する。

3 広告審査会は、必要があると認めるときは、広告審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。